

計画の体系と事業数

目 標	重 点 課 題	施 策 の 方 向	事業数	内再掲分
I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち	1、男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	①男女共同参画の視点にたった教育の推進	18	
		②男女共同参画に関する意識啓発の推進	7	3
	2、みんなの人権の尊重と侵害の解消	③女性と男性との間に生じるあらゆる暴力の根絶	13	
II 誰もが生き生きと参画できるまち	1、方針の立案、決定過程への女性の参画促進	④方針の立案、決定過程への女性の参画の促進	13	3
		⑤女性の人材育成と人材に関する情報提供	3	1
III 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち	1、誰もが働きやすい環境の整備	⑥雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	3	
		⑦自営業、農林水産業などにおける男女のパートナーシップの推進	3	
		⑧多様な働き方を可能とする就業環境の整備	1	
	2、仕事と家庭の調和の支援	⑨社会全体で支える子育て支援	12	2
		⑩家庭生活への男女共同参画	5	3
		⑪ひとり親家庭の自立に向けた支援	2	
	3、男女がともに担う活力ある地域づくりの推進	⑫地域活動への男女共同参画の推進	12	3
		⑬ボランティア・NPO活動への支援	3	2
	4、生涯を通じて安心して暮らせる基盤の整備	⑭生涯を通じた健康支援	9	
		⑮高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	9	1
IV 着実な計画の推進	1、推進体制の整備	⑯町の推進体制の整備	5	
		⑰町民との連携の促進	2	1
		⑱評価システムの整備	2	

(合計) (122) (19)

「内灘町男女共同参画推進行動計画」 施策取り組み状況の見方

目 標			
重 点 課 題		施策の方向	
事 業 概 要			

施策の体系より

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
			<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6							
問1	問2	問3	問4	問5	問6											

- 問 1 スタッフ及び審議会・委員会に女性の登用を進めたか
- 問 2 施策の企画・立案・実施の夫々の段階で男女双方の意見を取り入れたか
- 問 3 女性・男性双方にとって利用参加しやすい形態を図ったか
- 問 4 男女の固定的な役割分担にとらわれない内容となっているか
- 問 5 刊行物の表現に男女平等を配慮したか
- 問 6 対応時相手が男性と女性では違わないようにしたか

評価 (S : 問1について、審議会へ女性の割合が4割に達したもの)
 A 実施した
 B 検討した
 C 検討、実施ともしなかった

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	施策の方向	①男女共同参画の視点にたった教育の推進
事 業 概 要	1 男女平等教育の推進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・学校教育における人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性について指導の充実を図ります</p>	<p>○男女混合名簿の導入</p> <p>・H18.4～ 全小中学校で男女混合名簿を実施。</p>	学校教育課	<table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
—	—	—	—	—	—											
	<p>○豊かな心を育む内灘町民会議（人権教育推進委員会）による事業</p> <p>・交流・体験教室（手話体験・視覚障害者との交流教室・点字体験等）</p> <p>・講習会・講演会（障害者の人権講話・戦時下での人権講話等）</p> <p>・capセミナー（子どもへの暴力防止）</p>	生涯学習課	<p>・小中学校における障害者との交流から、互いの理解を深めた。</p> <p>・capセミナーで、親子で暴力防止や人権について学んだ。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
<p>・男女を問わず健全な食生活を実現するための能力を養成する観点から食育を推進します。</p>	<p>○健康づくり推進員による食育事業</p> <p>・学童保育クラブや保育所、公民館、中高校等で調理実習などの体験学習の実施（9回・203人）</p>	健康推進課	<p>・子どもから成人まで、ライフサイクルにあった食育の推進を実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>B</td><td>C</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	B	C	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
B	C	A	A	A	A											
	<p>○学校給食による食育</p> <p>・「食」の知力体力との深い関わりを認識させ、正しい食習慣の習得に努める。</p>	学校教育課	<p>・学校給食が食に関しての生きた教材として活用された。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>C</td><td>A</td><td>—</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	C	A	—	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	C	A	—	A											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	施策の方向	①男女共同参画の視点にたった教育の推進
事 業 概 要	1 男女平等教育の推進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・男女を問わず健全な食生活を実現するための能力を養成する観点から食育を推進します。	○ 男の料理教室「男子厨房に入ろう」 ・県男女共同参画推進員との共催事業として実施。(参加28人)	男女共同参画室	・男性を対象の料理教室で、食のみならず、生活の自立について考える機会となった。 <table border="1" data-bbox="1319 501 1785 580"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	B	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	B	A	A	A	A											
・保育所や学校において、各自の個性を発揮する指導を図ります。	○ 立志式の実施 ・講演会の開催 「心を生かす」 講師：石川県スキー連盟指導員 名誉会長 福岡克美さん	生涯学習課	・1人ひとりが人生に目標を持ち、その実現へ向け努力することを自覚する機会となった <table border="1" data-bbox="1319 783 1785 863"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
	○ 「ワク・ワーク」体験 中学2年生が様々な職業を体験することを通し、将来展望や職業への理解持つ。	学校教育課	実際に体験したことから、人とのつながりや、コミュニケーションの大切さを学んだ。個性と能力を発揮する多様な選択へ繋がる機会となった。 <table border="1" data-bbox="1319 1145 1785 1225"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	施策の方向	①男女共同参画の視点にたった教育の推進
事 業 概 要	1 男女平等教育の推進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・保育所や学校において、各自の個性を発揮する指導を図ります。	○障害児保育の実施 新設（18.10開設）白帆台保育所において障害児保育を実施	町民生活課	子どもの個性が発揮できるその子に合った保育の実施。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	—	—	—	—	—	—										
	○学校関係者実施	学校教育課	<table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>—</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	—	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
A	A	A	A	—	A											
○保育所職員の研修の実施 ・保育士の自主研修や、講師による研修の実施（心理・食・等） ・育児講座（保育士・保護者合同研修） 講師：丹羽俊夫さん ・住民との協働研修「地域での子育て支援は超急務」（再掲）	町民生活課	<table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>C</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	C	A	A	A	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	C	A	A	A	A											
○30人学級の実施 小学校1、2年生の30人学級実施	学校教育課	全小学校で実施。一人ひとりへのきめ細かな指導ができた。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
○教育センター事業 不登校の児童生徒に対し、個々の状況に合わせた指導をした。	学校教育課	個別の指導により、児童生徒の生きる力の涵養に勤めた。 通所 7名 相談 183件 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	A											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	施策の方向	①男女共同参画の視点にたった教育の推進
事 業 概 要	2 多様な選択を可能にする教育、学習機会の充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・エンパワーメントのためのさまざまな女性教育・学習機会の提供並びにその情報の発信に努めます</p>	<p>○まちづくり町民塾の開催</p> <p>・団塊、シニア世代の地域参加 (3回・延91名)</p> <p>『自由人ボランティアに出会う』</p> <p>〔 団塊シニアに期待すること お父さんの帰りなさいパーティー 町を見よう、知ろう 〕</p> <p>新しいまちづくりを学び男女共に積極的なボランティア活動への意欲を持つ町民の育成を図った。</p>	男女共同参画室 生涯学習課	<p>主として、団塊シニア世代のボランティア活動のきっかけづくりとし開催。今後退職し地域に戻る方の能力を地域に生かして、協働のまちづくりの核となる人材の育成。</p> <p>男女共同参画は、庁内連携を必要とする。今回は生涯学習課・社会福祉協議会・ボランティア連絡会との連携で実施できた。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
A	A	A	A	A	A											
	<p>○働く女性の家事業</p> <p>・主催事業 14回 (内男女共同参画室との共催事業 2回) 参加人数 180人</p> <p>・自主グループ活動 (10グループ) 開催回数 311回 参加人数 3,272人</p>	働く女性の家	<p>講座をおし、再就職や新たな特技を身につけること 又、自分の生き方を考えるきっかけとなった</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も多様な講座を継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	施策の方向	①男女共同参画の視点にたった教育の推進
事 業 概 要	2 多様な選択を可能にする教育、学習機会の充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・エンパワーメントのためのさまざまな女性教育・学習機会の提供並びにその情報の発信に努めます</p>	<p>○指導者の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー研修 各地区婦人、女性部会のリーダーが集い、女性会活動への理解を深め、合わせて当面する課題などについて学習し、活動の資質の向上を図った。 ・国内研修 女性（婦人）会員を県外へ派遣し、当該地の社会教育団体との交流を通し、指導者としての資質向上を図った。 	生涯学習課	<p>・女性リーダーの育成やネットワークの構築を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1319 767 1783 849"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	施策の方向	①男女共同参画の視点にたった教育の推進
事 業 概 要	2 多様な選択を可能にする教育、学習機会の充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
男女共同参画についての学習機会の充実に努めます	○輝き講演会（県推進員と町の共催） ・講演 「笑いのある人生」 宮本光順 （薔薇観音住職・元関の地藏院住職） ・紙芝居「俺のパンツどこ」 県推進員による上演 ・推進員の役目、内灘町推進状況の発表 県推進員	男女共同参画室	石川県男女共同参画推進員（内灘町グループ）との協働での開催。初の紙芝居上演など、行政だけでなく、市民との多様な取り組みが展開できた。講演は、ユーモアのある中に様々な人生へ取り組みや、夢を持つことの大切さなど好評を得た。 <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
A	A	A	A	A	A											
	○出前講座の実施 ・職員による出前講座の実施 働く女性の家理事会	男女共同参画室	・男女共同参画推進行動計画や男女共同参画の基本的知識の普及ができた。 <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	講座依頼を待つだけでなく、県推進員等との協働で啓発を推進する必要がある。
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	施策の方向	①男女共同参画の視点にたった教育の推進
事 業 概 要	2 多様な選択を可能にする教育、学習機会の充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
男女共同参画についての学習機会の充実に努めます	<p>○お父さんの子育て講演会</p> <p>①講演会、鼎談（7月10日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演 「子育て 親育ち わたしんちの場合」 沼田直子 (石川県少子化対策監室 子育て支援担当課長) 鼎談 西田泰明 (わかば保育園園長) 支援センター利用者 沼田直子 <p>②絵本読み聞かせ・講演（3月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 講師：田中尚人 (パパ's絵本プロジェクト・npo ファザリング・ジャパン 副理事) バンド演奏 (内灘町在住の父親で結成されたバンド) 	子育て支援センター 男女共同参画室	<p>講師の家庭の紹介から、様々な家族のあり方に気づくことができました。 正解や回答を見つけるのではなく、多様なあり方を知り、受け入れる機会となった。</p> <p>子育て中の父親の絵本読み聞かせと、父親の育児について講演。子ども達の喜ぶ姿から参加者の絵本への興味が強まった感じを受けた。 ブックスタートを父親の子育てへのきっかけ作りとできた。子どもを連れた夫婦や父親の参加があり、今後の父親のネットワーク等への取り組みにつなげたい。 (参加者 約50組)</p> <p>2回の講座を通し、子育て支援センターの活動に男女共同参画の視点を持つことができた。</p> <table border="1" data-bbox="1317 1268 1787 1348"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	c	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
c	A	A	A	A	A											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	1 男女共同参画の視点にたった社会制度、慣習の見直しと男女平等教育の推進	施策の方向	②男女共同参画に関する意識啓発の推進
事 業 概 要	3 男女共同参画に関する意識啓発の推進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
町広報・ホームページ・啓発紙等を利用し、男女共同参画についてのわかりやすい広報活動を行います。	○町広報、ホームページへの定期的掲載 町広報への定期的な掲載、ホームページへの情報公開	男女共同参画室	常に情報を発信し、正しい知識の啓発を実施する。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	—	—	—	A	A	A										
	○図書館での特設コーナー 6月の男女共同参画週間を利用しテーマを設け今月の特設本コーナーを設置 「固定観念を崩そう」(18年度) 「お父さんの子育て」(19年度)	生涯学習課 男女共同参画室	テーマを設けて、本の選別をし、多様な視点から男女共同参画に繋げる。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
○行政刊行物ガイドライン作成検討	情報政策課 男女共同参画室	・町の発行する刊行物の表現に男女共同参画の視点を入れ、効果的で豊かな発想の手がかりなるものを検討 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>—</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	A	A	—	作成作業の検討	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	A	A	—											
○男女共同参画に関する図書の充実 平成17年度 4冊購入	図書館	今後計画的な購入が必要 (分類：女性史)以外の関連図書は購入している	今後も継続実施													
講演会等を開催し、広く男女共同参画の意識啓発を進めます。	○輝き講演会(県推進員と町の共催)	(再掲) p21														
男性に対する広報・啓発をします	○まちづくり町民塾の開催 ○男の料理教室	(再掲) p19 (再掲) p17														

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	2 みんなの人権の尊重と侵害の解消	施策の方向	③女性と男性との間に生じるあらゆる暴力の根絶
事 業 概 要	4 女性に対する暴力の根絶するための啓発		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・人権意識を高めるための講演会の開催や啓発紙による意識啓発を推進します	○町広報・HPへDVについての掲載 ・相談窓口の広報 ・DVやデートDVについての広報	男女共同参画室	<table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	—	A	A	A	A	A										
○人権擁護委員の活動 ・なんでも相談（毎月） ・金沢市協議会（男女共同参画委員会）での活動 ・県人権講演会への参加	町民生活課	相談件数 22件 <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
○学校ネットシステムの導入 ・不審者情報などの緊急情報を携帯電話などへの一斉メール配信により、情報発信を行う。	学校教育課	不審者情報だけでなく、各種学校行事の実施案内の配信に活用し、緊急情報の提供に努めた。 <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	2 みんなの人権の尊重と侵害の解消	施策の方向	③女性と男性との間に生じるあらゆる暴力の根絶
事 業 概 要	5 相談体制の充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・相談機関相互の連携を強化し、生じた問題に対し迅速かつ的確な対応ができるよう努めます	○金沢市女性相談室への市内通勤、通学者町民の受入 (18.4～) 広域連携での取り組みとし、金沢市通勤、通学者の相談室の受入が可能となった	男女共同 参画室	・広域での受入で、相談しやすい体制となった。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	金沢市で相談できるとの広報に努め、継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
—	A	A	A	A	A											
○研修への参加 ・相談への対処の仕方、ケースによつての対処方法を学んだ	男女共同 参画室	・各相談担当とのネットワークを構築し、的確な対応に備える。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	継続参加	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
・相談窓口の周知に努めます	○相談窓口のHPへの掲載 17年度より実施	男女共同 参画室 町民生活課	誰でも、いつでも情報を受け取ることのできる環境整備をした。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
A	A	A	A	A	A											
○公共施設女性トイレ内に相談リーフレットの配置 17年度より	男女共同 参画室	リーフレットを手にしやすい環境整備に努めた。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	2 みんなの人権の尊重と侵害の解消	施策の方向	③女性と男性との間に生じるあらゆる暴力の根絶
事 業 概 要	6 職場・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・啓発用パンフレット等の作成や研修により、職場・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための環境づくりを進めます</p>		男女共同 参画室・生涯学習 課・産業振興課	<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6							新たに取り組むべき課題
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
<p>・役場内における、職員研修の実施、相談体制の充実を通じ、職員のセクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発に努めます</p>	○セクシュアル・ハラスメント防止と相談体制等の充実を図る体制整備の検討	総務課	<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	—	—											

目 標	I 一人ひとりがその個性と能力が発揮でき、互いに認め合い尊重しあうまち		
重 点 課 題	2 みんなの人権の尊重と侵害の解消	施策の方向	③女性と男性との間に生じるあらゆる暴力の根絶
事 業 概 要	7 児童虐待、高齢者虐待防止への対応		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・児童虐待、高齢者虐待の早期発見と相談対応への充実に努めます	○乳児健診時の早期発見や相談対応への充実に努めた	保健センター	虐待リスクの高い家庭への訪問指導を継続して実施し、発生の抑制となっている。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>S</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	S	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	S	A	A	A	A	A										
	○子育て支援センター・保育所・学校での早期発見や相談対応への充実に努めた	子育て支援センター・学校教育課	<table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
—	A	A	A	A	A											
○介護認定時での早期発見・相談対応への充実に努めた	介護福祉課	<table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
○高齢者虐待防止見守りネットワーク研修会の実施	包括支援センター	見守りネットワークの構築・研修の実施により、虐待の早期発見、相談体制の充実に努めた。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
○児童虐待ホットラインリーフレットの公共施設配置 (子育て・子どもの虐待予防ホットライン)	保健センター	役場トイレなど、リーフレットを手にしやすい環境整備に努めた <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>C</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	C	A	A	A	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	C	A	A	A	A											

目 標	Ⅱ 誰もが生き生きと参画できるまち		
重 点 課 題	1 方針の立案、決定過程への女性の参画促進	施策の方向	④方針の立案・決定過程への女性の参画の促進
事 業 概 要	8 審議会等委員への女性の参画促進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・町の審議会における女性委員の割合を増やします	○行革大綱による公募委員の導入、女性委員割合増を数値目標により推進	全課	<p>・各課への数値目標等の周知により、女性委員の導入が検討されるようになっている。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
・各種団体からの審議会への推薦については、団体代表者に限らず女性を含め多様な人材が推薦されるよう依頼します	○審議会委員への各種団体からの推薦については、多様な人材になるよう依頼する。	全課	<p>・女性委員導入を視野に入れた依頼方法をとる場合が増加している。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
・審議会結果の情報公開を実施し、女性の町行政参画に向けた環境の整備を促進します	○審議会の審議内容を公開し、情報公開を実施。(17年度より) 1 5委員会・2 行政委員会公開 男女共同参画推進委員会はHP上に掲載	全課	<p>審議結果等の情報公開を推進することにより、女性の町政参加へ向けた環境を整備した。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅱ 誰もが生き生きと参画できるまち		
重 点 課 題	1 方針の立案、決定過程への女性の参画促進	施策の方向	④方針の立案・決定過程への女性の参画の促進
事 業 概 要	9 男女共同参画型職場づくりの推進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・全庁的に男女共同参画に関する研修を充実させ、男女職員がともに、その個性と能力を発揮することができる職場づくりへ取り組んでいきます。</p>	<p>○「協働の理解と進め方」「地域での子育て支援は超急務」研修の開催（2日間） 参加者 延 97 名</p>	<p>総務課 男女共同 参画室</p>	<p>・町民と職員が一緒に研修を受け、一つのテーマに対し意見を述べ合い、協働のまちづくりへの認識を深めた。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	B	A	A	—	—	<p>今後も継続実施</p>
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	—	B	A	A	—	—										
	<p>○「コミュニケーション講座」管理職研修</p>	<p>総務課</p>	<p>職場内・外での、コミュニケーションを良好にし働きやすい職場環境の整備に努めた。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	—	—	<p>今後も継続実施</p>
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	—	—											
<p>○「こころの健康」管理職研修</p>	<p>総務課</p>	<p>職場における「こころの健康」への理解を深め、元気で明るい快適な職場環境づくりに努めた。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	—	—	<p>今後も継続実施</p>	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	—	—											
<p>○庁内LANを利用したの職員向けの情報発信</p>	<p>男女共同 参画室</p>	<p>身近な視点で、男女共同参画を考える機会とした。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	<p>今後も継続実施</p>	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅱ 誰もが生き生きと参画できるまち		
重 点 課 題	1 方針の立案、決定過程への女性の参画促進	施策の方向	④方針の立案・決定過程への女性の参画の促進
事 業 概 要	9 男女共同参画型職場づくりの推進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方																																				
・女性職員の人材育成や、積極的登用を図っていきます。	○石川県市町職員研修所への女性職員派遣 11 講座 (延 24 日) 受講者 女性 20 名 男性 41 名	総務課	多様化する住民ニーズ・地方分権による求められる新たな行政に対応するため、職員の能力・資質向上を図った。 <table border="1" data-bbox="1319 539 1783 619"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>A</td><td>—</td><td>—</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	A	—	—	A	今後も継続実施																								
	問1	問2	問3	問4	問5	問6																																		
	—	—	A	—	—	A																																		
○県外研修への女性職員の派遣 11 講座 (延 36 日) 受講者 女性 3 名 男性 10 名	総務課	多様化する住民ニーズ・地方分権による求められる新たな行政に対応するため、職員の能力・資質向上を図った。 <table border="1" data-bbox="1319 815 1783 895"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>A</td><td>—</td><td>—</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	A	—	—	A	今後も継続実施																									
問1	問2	問3	問4	問5	問6																																			
—	—	A	—	—	A																																			
○女性職員の役職への登用 <table border="1" data-bbox="607 995 1140 1235"> <thead> <tr><th></th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>全課長職</td><td>0 %</td><td>0 %</td><td>9.1 %</td><td>8.7%</td></tr> <tr><td>内一般職</td><td>0 %</td><td>0 %</td><td>11.8 %</td><td>9.5%</td></tr> <tr><td>全役付職員</td><td>25.6 %</td><td>29.9 %</td><td>31.7 %</td><td>32.7%</td></tr> <tr><td>内一般職</td><td>19.4 %</td><td>37.8 %</td><td>41.6 %</td><td>47.7%</td></tr> </tbody> </table> (女性職員の割合) (役付：総括主査以上)		17年度	18年度	19年度	20年度	全課長職	0 %	0 %	9.1 %	8.7%	内一般職	0 %	0 %	11.8 %	9.5%	全役付職員	25.6 %	29.9 %	31.7 %	32.7%	内一般職	19.4 %	37.8 %	41.6 %	47.7%	総務課	客観的、公正な昇任選考により、女性職員の積極的登用がなされ、特に役付け職員の割合が上がっている。 <table border="1" data-bbox="1319 1112 1783 1192"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>A</td><td>—</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	A	—	A	今後も継続実施
	17年度	18年度	19年度	20年度																																				
全課長職	0 %	0 %	9.1 %	8.7%																																				
内一般職	0 %	0 %	11.8 %	9.5%																																				
全役付職員	25.6 %	29.9 %	31.7 %	32.7%																																				
内一般職	19.4 %	37.8 %	41.6 %	47.7%																																				
問1	問2	問3	問4	問5	問6																																			
—	—	—	A	—	A																																			

目 標	Ⅱ 誰もが生き生きと参画できるまち		
重 点 課 題	1 方針の立案、決定過程への女性の参画促進	施策の方向	④方針の立案・決定過程への女性の参画の促進
事 業 概 要	10 各種団体、企業への情報提供等		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・町内会・PTA等の地域における団体や企業へ実態調査や情報の提供を行い、女性の参画促進への意識啓発を進めます。</p>	<p>○広報・HPによる情報提供</p> <p>○輝き講演会（県推進員と町の共催）</p> <p>○まちづくり町民塾の開催⑱</p>	<p>男女共同参画室</p> <p>（再掲） p 23</p> <p>（再掲） p 21</p> <p>（再掲） p 19</p>	<p>広く地域住民へ広報した</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>問1</th> <th>問2</th> <th>問3</th> <th>問4</th> <th>問5</th> <th>問6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	<p>今後も継続実施</p>
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅱ 誰もが生き生きと参画できるまち		
重 点 課 題	1 方針の立案、決定過程への女性の参画促進	施策の方向	⑤ 女性の人材育成と人材に関する情報提供
事 業 概 要	1 1 女性の人材育成		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・女性リーダー育成のため、研修会や全国大会への派遣を行います。	○全国会議派遣事業 ・日本女性会議 広島市 公募町民 1名	男女共同参画室	全国会議へ公募町民を派遣し、地域リーダーを育成する。 <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
—	—	—	—	—	—											
	○町職員の養成 ・市町村アカデミー外への派遣 3名 男女共同参画社会の構築講 戦略的政策形成型研修 新人情報化管理者セミナー ・県市町村職員研修 職員研修2・新任係長、課長補佐、課長研修・接遇リーダー研修・住民サービス向上研修 等	(再掲) p.30	<table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
・関係機関と連携協力し、女性の人権に関する情報を収集し。提供体制の充実を図ります。また、町で活躍する女性を発掘し、活用するための人材リストを作成します。	○人材リスト作成準備	男女共同参画室	<table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	1 誰もが働きやすい環境の整備	施策の方向	⑥雇用の場における男女共同参画の均等な機会と待遇の確保
事 業 概 要	1 2 男女雇用機会均等法の円滑な推進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・事業主や勤労者に対し、男女雇用機会均等法の周知のための啓発を実施します。	○内灘町商工会による経営改善等事業の一環として取組む ・県、町商工会の会報で周知を図った。 ・町商工会で個別相談に応じている。	産業振興課	継続的な周知が必要 <table border="1" data-bbox="1319 539 1785 619"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
・育児、介護休業等の制度についての啓発や情報の提供を行います。	○内灘町商工会による経営改善等事業の一環として取組む ・県、町商工会の会報で周知を図った。 ・町商工会で個別相談に応じている。	産業振興課	継続的な周知が必要 <table border="1" data-bbox="1319 821 1785 901"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
・企業におけるポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメント対策の必要性の啓発を行います。	○内灘町商工会による経営改善等事業の一環として取組む ・県、町商工会の会報で周知を図った。 ・町商工会で個別相談に応じている。	産業振興課	継続的な周知が必要 <table border="1" data-bbox="1319 1129 1785 1209"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	1 誰もが働きやすい環境の整備	施策の方向	⑦自営業、農林素産業などにおける男女のパートナーシップの推進
事 業 概 要	1 3 女性の参画促進、能力開発、経営参画や起業促進支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・女性認定農業者の拡大や、家族経営協定の推進など女性の農業経営、地域社会への参画をするための取り組みを進めていきます。	○研修会等への参加による意識啓発 ・石川県主催「県農山漁村男女共同参画推進大会」、金沢地区農林漁業女性連絡協議会等主催「県中央地区農林漁業はつらつ交流会」等への参加	産業振興課	農林漁業における「パートナーシップ型社会」の実現を目指す大会や交流会に参加することにより、意識の啓発や情報交換ができた。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>A</td><td>—</td><td>—</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	A	—	—	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
—	—	A	—	—	A											
○家族協定等の締結促進 家族経営協定 平成18年度末 1件 女性認定農業者 2経営 女性起業者数 2件	産業振興課	目標値を定め、推進 ・女性農業者が主体性を持ったパートナーとして経営に参画でき、就業条件等の改善が図られるよう家族経営協定の促進を図る。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	B	A	A	B	B	B	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
B	A	A	B	B	B											
・技術、経営管理能力の向上、起業のための学習会開催や、情報提供を行います。	○内灘町商工会による経営改善等事業の一環として取り組む 経営改善講習会の開催 女性部活動（各種講習会）	産業振興課	継続的な周知が必要 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	1 誰もが働きやすい環境の整備	施策の方向	⑧ 多様な働き方を可能とする就業環境の整備
事 業 概 要	1 4 多様な働き方を踏まえた環境整備		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・パートタイム、派遣労働など多様な働き方への就業環境の整備への周知を図ります。	○内灘町商工会による経営改善等事業の一環として取り組む ・県、町商工会の会報で周知を図った。 ・町商工会で個別相談に応じている。	産業振興課	継続的な周知が必要 <table border="1" data-bbox="1319 501 1785 580"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	2 仕事と家庭の調和の支援	施策の方向	⑨社会全体で支える子育て支援
事 業 概 要	15 多様なライフスタイルに応じた育児支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方																					
<p>・多様な保育サービス、学童保育サービスの充実を図ります。</p>	<p>○多様な保育サービスの実施</p> <p>保育所運営</p> <table border="1"> <tr> <td>17年度末</td> <td>18年度末</td> <td>19年度末</td> </tr> <tr> <td>公立 6ヶ所・673人</td> <td>5ヶ所・657人</td> <td>603人</td> </tr> <tr> <td>私立 2ヶ所・190人</td> <td>3ヶ所・212人</td> <td>325人</td> </tr> </table> <p>特別保育(多様化する保育ニーズに対応し、保育の質の向上を図る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健やかふれあい事業 ・延長保育(18時～19時)・・・61人 ・一時保育事業、 ・地域子育て支援センター ・休日保育事業 ・病後児障害児保育 ・食生活充実支援事業 ・マイ保育園登録事業 ・マイ保育園みんなで子育て応援事業 ・管外保育事業(25人) <p>*マイ保育園：妊娠時から3歳まで、育児体験、育児相談、一時保育のサービスを行う (19、9末 63組登録)</p>	17年度末	18年度末	19年度末	公立 6ヶ所・673人	5ヶ所・657人	603人	私立 2ヶ所・190人	3ヶ所・212人	325人	町民生活課	<p>・多様な保育サービスを実施し、保護者のニーズに応えた。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
17年度末	18年度末	19年度末																							
公立 6ヶ所・673人	5ヶ所・657人	603人																							
私立 2ヶ所・190人	3ヶ所・212人	325人																							
問1	問2	問3	問4	問5	問6																				
—	A	A	A	A	A																				

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	2 仕事と家庭の調和の支援	施策の方向	⑨社会全体で支える子育て支援
事 業 概 要	1 5 多様なライフスタイルに応じた育児支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・多様な保育サービス、学童保育サービスの充実を図ります。	○就園奨励費補助金 ・私立保育園に子どもを通わせている保護者の負担軽減のため、保育料の減免を行う (10園 181人)	学校教育課	保護者の経済的負担軽減を図った。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>問1</th><th>問2</th><th>問3</th><th>問4</th><th>問5</th><th>問6</th> </tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	—	—	—	—	—	—										
○学童保育サービスの実施 ・学童保育事業の実施 5カ所 19. 9から宮坂学童保育開始 6ヶ所 (～19時) (土曜16時) 20.3末 237人 (延人数3,222人/年)	町民生活課	放課後の子どもの危険防止、健全育成に努めた。 夏休み中の小学校4年生の受入等、ニーズに応じた対応を実施した。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>問1</th><th>問2</th><th>問3</th><th>問4</th><th>問5</th><th>問6</th> </tr> <tr> <td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	A	A											
○多胎児保育事業 ・双子以上の就学前児童に対して、一時保育 利用券(1日分)を月4回分交付 17年度 2件 18年度 3件 19年度 3件	町民生活課	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>問1</th><th>問2</th><th>問3</th><th>問4</th><th>問5</th><th>問6</th> </tr> <tr> <td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	A	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	2 仕事と家庭の調和の支援	施策の方向	⑨社会全体で支える子育て支援
事 業 概 要	15 多様なライフスタイルに応じた育児支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・地域の子育て支援の充実を図ります。	○地域子育てセンター事業（保育所） 3 ヲ所の私立保育所で実施	町民生活課	<table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	A	A											
・子育て支援センターの充実を図ります。	○支援センターを移転開設（19.4～） 延床面積 542.45 m ² プレールム・多目的スペース・事務室・相談室 登録者(18.3 末)971 人→(19.3 末) 1,235 人 19.3 末 利用者 3,092 人/月 ・平成 17 年策定の内灘町次世代育成支援地域行動計画に基づき事業実施	町民生活課	H17.9 に保健センター2 階に開設した支援センターが手狭になったため、向陽台地区の商業施設を取得、改修し 19 年 4 月開所 利用者は増え続けている。又、ボランティアの住民の活動も活発になっている。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
	○お父さんの子育て講座	(再掲) p22														
	○ブックスタートの実施 19 年度より、ブックスタート事業開始 引き換え人数 122 人 (58.7%)	町民生活課	絵本の読み聞かせが親子の絆の醸成に寄与した。 <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	A	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	2 仕事と家庭の調和の支援	施策の方向	⑨社会全体で支える子育て支援
事 業 概 要	15 多様なライフスタイルに応じた育児支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・子育て支援のネットワークづくりを図ります。	○「地域での子育て支援は超急務」研修会 職員・住民共同研修を実施 講師 吉永鴻一	総務課 男女共同 参画室	地域社会の子育てへの支援が急務となっている今各地での取組み実情を学び、今後の方向性を考える機会となった。 <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	B	B	A	—	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	B	B	A	—	A											
・地域間・世代間交流の促進を図ります。	○豊かな心をはぐくむ内灘町民会議事業	(再掲) p16		今後も継続実施												
・子育て家庭への経済的支援を図ります。	○乳児及び児童医療費助成事業 0～6歳 医療費全額 7歳～12歳 1ヵ月1千円を越える医療費自己負担額 (9歳～12歳 入院医療費のみ) 年間：7,119件 60,001,474円	町民生活課	医療費の保護者負担を軽減することで、疾病の早期発見、早期治療を促進し、乳幼児の保健福祉の向上等を図った。 <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	A	A											
	○車両用乳幼児シート購入費助成事業 チャイルドシート購入費の一部助成 (6歳未満の子どもの保護者、購入価格1/3、5,000円限度) 年間：47件 212,600円	町民生活課	保護者の経済的負担の軽減と子供の交通安全が図られた。 <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	A	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	2 仕事と家庭の調和の支援	施策の方向	⑩家庭生活への男女共同参画
事 業 概 要	1 6 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別や役割分担意識の見直しを進める啓発の推進を実施します。	○お父さんの子育て講座 ○輝き講演会 ○ 男の料理教室	(再掲) p 22 (再掲) p 21 (再掲) p 17		今後も継続実施												
・育児休暇・介護休暇等についての情報を提供し就業者への周知を行います。	○広報紙へ「ワークライフバランス」記事掲載	男女共同参画室	ワークライフバランスについての知識の啓発を図った。 <table border="1" data-bbox="1319 770 1783 850"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	A	A	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	A	A	—											
役場内における「特定事業主行動計画」の着実な推進に努めます	○庁内推進委員会の開催 ・ノー残業デイの実施 (毎週水曜日・毎月19日) ・子どもの出生時の父親の休暇』取得促進 ・夏季休暇中の有給休暇数を1日増(4日)	総務課	事業主行動計画を推進した <table border="1" data-bbox="1319 1233 1783 1313"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	A	A	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	A	A	—	—											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	2 仕事と家庭の調和の支援	施策の方向	①ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実
事 業 概 要	17 自立へ向けた支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種の支援体制の充実を図ります。</p>	<p>○ひとり親家庭等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童奨学金支給事業 学齢前～小学生 2,000 円／月 中学生～高校生 2500 円／月 1321 件 13,292,000 円 ・医療費助成事業 ひとり親家庭の父母とその児童に対し、医療費の一部を助成（対象18歳まで） 847 件 10,770,325 円 	町民生活課	<p>奨学金の支給により、児童の激励と健全育成の一助となった。</p> <p>医療費の一部助成により、疾病の早期発見と治療の促進とひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
—	A	A	A	A	A											
	<p>○就学援助（要保護・準要保護児童・生徒） 経済的理由で就学困難な児童・生徒へ、必要な援助を行った。</p>	学校教育課	<p>学用品費、医療費等必要な援助を行った。</p> <p>児童 263 人 13,798,874 円 生徒 133 人 11,881,515 円</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	3 男女がともに担う活力ある地域づくりの推進	施策の方向	⑫地域活動への男女共同参画の推進
事 業 概 要	18 公民館・町会、女性会・婦人会、PTAなど地域活動の支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・地域の活動を支援し、働く男女が参加しやすい運営方法を取り入れるなど、男女どちらも活動の促進がされるよう働きかけます。</p>	<p>○各地区活動における男女共同参画の推進 町会・区長会、公民館団体等各種団体への代表等への女性の登用の要請。</p>	生涯学習課	<p>各種団体の会合で、男女どちらも活動が促進されるよう要請をした</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	B	A	A	A	B	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
B	A	A	A	B	A											
	<p>○タウンミーティング等の開催 タウンミーティング、まちづくり町長談話室、職員出前講座等を実施し、広く住民との対話の機会を設けた。</p> <p>タウンミーティング 19回 651人 まちづくり町長談話室 31回 98人 職員出前講座 14回 508人</p>	情報政策課	<p>行政と町民との対話機会が増えたことにより、行政への理解・円滑な施策の推進に役立った。 又、出前講座を職員が講師となり実施することにより、職員自らの資質の向上機会となった。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	B	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	B	A	A	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	3 男女がともに担う活力ある地域づくりの推進	施策の方向	⑫地域活動への男女共同参画の推進
事 業 概 要	19 幅広い層、年代の参加促進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・年代を超え、触れ合う世代間交流を促進します。	○豊かな心を育む内灘町民会議（人権教育推進委員会）による事業	（再掲） p16														
	○クリーンビーチの実施 こどもから高齢者まで全ての町民が参加し海岸清掃に参加する。	産業振興課	町の財産としての海岸清掃を様々な年代や家族揃って行うことで、世代間交流が図られた。 <table border="1" data-bbox="1319 616 1785 697"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	—	A	A	A	A	A										
	○姉妹都市交流 姉妹都市羽幌市（北海道）のスポーツ少年団との交流を毎年交互に実施。	生涯学習課	19年度は内灘町からサッカースポーツ少年団を派遣し、交流を図った。 <table border="1" data-bbox="1319 876 1785 957"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>—</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	—	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	—	A											
○障害のある方とない方との交流を促進	介護福祉課	町民との協働のクリスマスイベント「サンタを探せ」への参加者が増え、双方の理解と交流が図られた。 <table border="1" data-bbox="1319 1112 1785 1193"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>—</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	—	A	今後も継続実施 （主催者が障害者団体のため、町とし、協力した）	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	A	A	A	—	A											
○世界の凧の祭典開催	生涯学習課	凧作り、凧揚げを通じての、地域間、世代間、国際間の交流推進が図られた。 <table border="1" data-bbox="1319 1305 1785 1386"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	3 男女がともに担う活力ある地域づくりの推進	施策の方向	⑫地域活動への男女共同参画の推進
事 業 概 要	20 男女共同参画の視点を持った幅広い取り組み		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・防災・まちづくり・環境保全へ男女共同参画の視点を取り入れます。	○防災 防災計画策定の際、取り入れを検討	総務課	<table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	検討
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	—	—	—	—	—	—										
	○まちづくり町民塾の開催	(再掲) p 19														
○タウンミーティング等の開催	(再掲) p 42															
○環境町民フォーラム等の開催 女性会と壮年会の共催での、ライトダウン事業・町民フォーラムを実施した。	町民生活課・生涯学習課	計画段階より、双方の団体が主体的に取り組み、男女共同参画の視点を取り入れられた。	<table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
○内灘砂丘フェスティバルの開催 町民ボランティアグループと行政の協働イベントとして、定着。10回目を迎えた。 講演：五木寛之 ミニコンサート	生涯学習課	ふるさとの再発見、町民の誇りの発掘と発信をし、内灘に住むことの素晴らしさを再確認することから、まちづくりへの視点を持つことができた。	<table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	3 男女がともに担う活力ある地域づくりの推進	施策の方向	⑬ボランティア・NPO活動等の支援
事 業 概 要	21 NPO活動等の支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方
・ボランティア、NPO（非営利団体）、NGO（非政府組織）活動を行おうとするグループ等への支援をします。	○まちづくり町民塾の開催	(再掲) p19		
	○「協働の理解と進め方」「地域での子育て支援は超急務」研修の開催	(再掲) p29.39		
	○文化会館内にボランティアルームを設置し、グループ同士の情報交換やネットワークを結ぶ環境を整備	町民生活課	各グループが自由に会合を持つ場所が確保され、活動の充実が図られた。	今後も継続実施

問1	問2	問3	問4	問5	問6
—	—	—	—	—	—

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑭生涯を通じた健康支援
事 業 概 要	2 2 健康保持のための支援		

事業概要	実施内容					所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・女性の生涯にわたる健康づくりのため健康教室・健康相談の充実を図ります。</p>	○成人・高齢期における健康支援策 健康診査の実施					保健センター	<table border="1"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table> <p>(左表の見方) f : 女性対象検診 m : 男性対象検診 節目 : 40.45.50.55.60.65.70 歳 19年度 40 歳 40 歳以上の未受診者 要指導者</p>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5			問6												
	A	A	A	A	A			A												
	項 目	対 象	17年度 受診率%	18年度 受診率%	19年度 受診率%															
			男性・女性	男性・女性	男性・女性															
	基本健診	40以上	43.0	42.1%	43.3%															
			45.4/41.8	40.2/43.2	45.4/41.8															
	胃がん	40以上	21.0	19.9	19.5															
			24.4/19.3	21.5/19.0	24.4/19.3															
	肺がん	40以上	43.3	42.5	43.8															
			45.8/42.1	41.3/43.2	45.8/42.1															
	大腸がん	40以上	27.4	26.1	28.1															
			31.2/25.5	27.3/25.5	31.2/25.5															
子宮がん f	30以上	16.0	16.9	19.4																
乳・甲状腺がん f	30以上	25.9	16.0	17.7																
肝炎ウイルス	節目等	59.0	70.1	42.9																
		—	—	—																
前立腺がん m	40以上	20.9	18.6	18.6																

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑭生涯を通じた健康支援
事 業 概 要	22 健康保持のための支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・女性の生涯にわたる健康づくりのため健康教室・健康相談の充実を図ります。</p>	<p>○健康教育・健康相談の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>教育</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>病態別</td> <td>38回 502人</td> <td>38回 539人</td> <td>43回 490人</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>13回 368人</td> <td>14回 641人</td> <td>13回 844人</td> </tr> </table>	教育	17年度	18年度	19年度	病態別	38回 502人	38回 539人	43回 490人	一般	13回 368人	14回 641人	13回 844人	保 健 セ ン タ ー	<p>・生活習慣病予防セミナーの開催により、能動的な健康への取り組みを習慣づける。</p>	今後も継続実施
	教育	17年度	18年度	19年度												
病態別	38回 502人	38回 539人	43回 490人													
一般	13回 368人	14回 641人	13回 844人													
<table border="1"> <tr> <td>相談</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>歯周疾患</td> <td>17回 397人</td> <td>16回 418人</td> <td>16回 296人</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>51回 1,057人</td> <td>22回 442人</td> <td>12回 101人</td> </tr> </table>	相談	17年度	18年度	19年度	歯周疾患	17回 397人	16回 418人	16回 296人	総合	51回 1,057人	22回 442人	12回 101人				
相談	17年度	18年度	19年度													
歯周疾患	17回 397人	16回 418人	16回 296人													
総合	51回 1,057人	22回 442人	12回 101人													
			<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち			
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑭生涯を通じた健康支援	
事 業 概 要	2 2 健康保持のための支援			

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方
------	------	-----	------------	------------

<p>・母性保護・母子保健の充実に努めます。</p>	<p>○母子保健事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦健診 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健診（前期） h</td> <td>234 人</td> <td>204 人</td> <td>759 人</td> </tr> <tr> <td>妊婦健診（後期） h</td> <td>223 人</td> <td>204 人</td> <td>（全5回）</td> </tr> <tr> <td>産婦健診 h</td> <td>223 人</td> <td>194 人</td> <td>181 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>hは医療機関委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3ヶ月 h</td> <td>224 人</td> <td>193 人</td> <td>181 人</td> </tr> <tr> <td>4ヶ月健</td> <td>233 人</td> <td>214 人</td> <td>197 人</td> </tr> <tr> <td>9～11ヶ月 h</td> <td>144 人</td> <td>161 人</td> <td>168 人</td> </tr> <tr> <td>1才6ヶ月（+歯科）</td> <td>251 人</td> <td>226 人</td> <td>226 人</td> </tr> <tr> <td>3才児（+歯科）</td> <td>257 人</td> <td>283 人</td> <td>249 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>hは医療機関委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種教室の開催 <p>妊婦（両親）教室 ⑰110人 ⑱32人 ⑲49人 離乳食教室（5～6ヶ月） ⑰36人 ⑱57人 ⑲67人 訪問指導（妊産婦、新生児、乳児、幼児） ⑰459人（内虐待疑い含む1人） ⑱426人 ⑲351人</p> <p>EPDS（産後うつ病等スクリーニング問診） ⑰223人（要支援 31人 医療機関紹介 1人） ⑱193人（要支援 25人 医療機関紹介 1人） ⑲181人（要支援 17人 医療機関紹介 0人）</p> <p>母子手帳交付 ⑰239人 ⑱193人 ⑲202人</p>		17年度	18年度	19年度	妊婦健診（前期） h	234 人	204 人	759 人	妊婦健診（後期） h	223 人	204 人	（全5回）	産婦健診 h	223 人	194 人	181 人		17年度	18年度	19年度	1～3ヶ月 h	224 人	193 人	181 人	4ヶ月健	233 人	214 人	197 人	9～11ヶ月 h	144 人	161 人	168 人	1才6ヶ月（+歯科）	251 人	226 人	226 人	3才児（+歯科）	257 人	283 人	249 人	<p>保健センター</p>	<p>・母子保健法で定められた乳児健診、妊産婦健診、育児支援を実施し、疾病の早期発見、対応ができた。又、虐待予防の視点からの対応にも努めた。</p> <p>食育を重視し、子どもの食を考えるのみでなく、家庭の食も併せて考える機会とした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>問1</th> <th>問2</th> <th>問3</th> <th>問4</th> <th>問5</th> <th>問6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	A	A	A	A	<p>今後も継続実施</p>
	17年度	18年度	19年度																																																					
妊婦健診（前期） h	234 人	204 人	759 人																																																					
妊婦健診（後期） h	223 人	204 人	（全5回）																																																					
産婦健診 h	223 人	194 人	181 人																																																					
	17年度	18年度	19年度																																																					
1～3ヶ月 h	224 人	193 人	181 人																																																					
4ヶ月健	233 人	214 人	197 人																																																					
9～11ヶ月 h	144 人	161 人	168 人																																																					
1才6ヶ月（+歯科）	251 人	226 人	226 人																																																					
3才児（+歯科）	257 人	283 人	249 人																																																					
問1	問2	問3	問4	問5	問6																																																			
—	—	A	A	A	A																																																			

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑭生涯を通じた健康支援
事 業 概 要	22 健康保持のための支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方																		
<p>・母性保護・母子保健の充実に努めます。</p>	<p>○育児発達相談</p> <p>⑰176件（うち来所 13件）</p> <p>⑱168件（うち来所 90件）</p> <p>⑲148件（うち来所 70件）</p> <p>・幼児発達相談・ことばの教室</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>発達相談</td> <td>10回</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>ことばの教室</td> <td>12回</td> <td>76延人</td> </tr> </table>	発達相談	10回	16人	ことばの教室	12回	76延人	保健センター	<p>幼児期の精神発達障害を早期に発見し、療育期間へ紹介するなど、適切な指導、支援を実施できた。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	発達相談	10回	16人																			
ことばの教室	12回	76延人																				
問1	問2	問3	問4	問5	問6																	
A	A	A	A	A	A																	
<p>○ 不妊治療助成</p> <p>一般不妊治療 11件</p> <p>特定不妊治療 7件</p> <p>（3人の妊娠が確認できた）</p>	<p>子どもを持ちたい夫婦への不妊治療費の助成をし、経済的負担の軽減を図った。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	A	A	A	A	A	今後も継続実施								
問1	問2	問3	問4	問5	問6																	
—	A	A	A	A	A																	

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑭生涯を通じた健康支援
事 業 概 要	2 2 健康保持のための支援		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・男女の性差に応じた的確な性差医療についての知識の普及を図ります。	○女性の健康週間講座 ・女性の健康講座 金沢医科大学病院女性外来の先生を講師に、女性の健康について、体と心について学んだ。 ・ハッピーコミュニケーション 親業インストラクターを講師に、心地よい人間関係の築き方を、コミュニケーションをとおし学んだ。	働く女性の家 男女共同参画室	新しい医療「性差医療」についての知識の普及とコミュニケーション講座を通して心地よい人間関係を築くことを学んだ。 <table border="1" data-bbox="1444 343 1910 422"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
・生涯スポーツの充実を図り、男女ともスポーツに親しむ機会の提供に努めます。	○スポーツクラブプラッツうちなだの充実による環境の整備 誰もが、気軽にスポーツに親しむことのできる環境が整備された。	生涯学習課	各種スポーツ教室等の開催により、生涯にわたりスポーツを楽しむきっかけとなった。 <table border="1" data-bbox="1444 691 1910 770"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
・健康を脅かす問題（HIV・薬物等）についての情報の提供をします。	○HIVに関する県作成リーフレットのはつらつ健診時の配布 ○県ポスターの掲示	保健センター	ポスター掲示により、関心を持ってもらうようにした。 <table border="1" data-bbox="1444 938 1910 1018"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑮高齢者が安心して暮らせる環境の整備
事 業 概 要	23 高齢者が安心して暮らせるサービスの充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方																																																
<p>・男女共同参画の視点からの「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画」を着実に実施します。</p>	<p>○高齢者福祉計画の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする高齢者が住みなれた地域・家庭で生活できるサービスの基盤整備と包括的ケア体制の確立を図り、地域見守りネットワークシステム等の仕組みづくりを推進 ・だれもが健康でいきいきとした生活を送れるための介護予防を推進 ・健康維持のため、生活習慣病予防対策等主体的に健康づくりに取り組める環境づくりの推進 ・介護サービスの量の確保と質の向上 	<p>包括支援センター</p> <p>包括支援センター</p> <p>保健センター</p> <p>介護福祉課</p>	<p>・地域での「介護予防教室」や「虐待見守りネットワーク」の構築など、協働での事業の構築を図り、効果を上げた。</p> <table border="1" data-bbox="1444 268 1912 347"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table> <p>・地域包括支援センターを役場内に設置し要支援者のケアプランを作成し、介護予防を推進した。</p> <table border="1" data-bbox="1444 539 1912 619"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table> <p>・生活習慣病予防セミナー《メボの会》等中年期から高齢期への健康に備えた。</p> <table border="1" data-bbox="1444 778 1912 858"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table> <p>・地域密着型サービス施設が整備されたことから、認知症高齢者の地域での生活の確保や、家族の介護負担の軽減が図られた。</p> <p>(民間により設置された施設)</p> <table border="1" data-bbox="1444 1121 1912 1201"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	A	A	A	A	<p>今後も継続実施</p>
問1	問2	問3	問4	問5	問6																																															
A	A	A	A	A	A																																															
問1	問2	問3	問4	問5	問6																																															
A	A	A	A	A	A																																															
問1	問2	問3	問4	問5	問6																																															
A	A	A	A	A	A																																															
問1	問2	問3	問4	問5	問6																																															
—	—	A	A	A	A																																															

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑬高齢者が安心して暮らせる環境の整備
事 業 概 要	23 高齢者が安心して暮らせるサービスの充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・男女共同参画の視点からの「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画」を着実に実施します。</p>	<p>○高齢者の生きがいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はまなす大学：60歳以上の男女を対象に、学習を通して、知識や教養を身に付け、地域活動に参加し仲間作りを促進し、生きがいのある生活を過ごすことを目的とする。 ・陶芸教室（於：生きがいセンター） 陶芸を手づくり法により、成型から色づけまで一貫して行い、高齢者の生きがいに資する ・老人クラブ事業助成 	生涯学習課	<p>・開催15回・延べ2,089人の参加</p> <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	<p>今後も継続実施</p>
		問1	問2	問3	問4	問5	問6									
		A	A	A	A	A	A									
生涯学習課	<p>・陶芸を通し、生きがいづくり。</p> <p>年間 49回 延べ 1,260人参加</p> <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A			
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
介護福祉課	<p>各老人クラブへ助成金を出すことで、クラブの活性化を図った。</p> <p>高齢者グランドゴルフ大会やスポーツ大会の参加者も多く、老人福祉・健康増進に資した。</p> <table border="1"> <tr><td>問1</td><td>問2</td><td>問3</td><td>問4</td><td>問5</td><td>問6</td></tr> <tr><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td></tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A			
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑬高齢者が安心して暮らせる環境の整備
事 業 概 要	23 高齢者が安心して暮らせるサービスの充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・男女共同参画の視点からの「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画」を着実に実施します。</p>	<p>○障害福祉計画の策定 障害者自立支援法に基づく「内灘町障害者計画 2008」を策定した。 基本理念「地域で互いに支えあい、助け合う自立と共生のまち内灘」</p>	介護福祉課	<p>・1期、2期計画を策定し障害のある人の地域での自立した生活を支援し、サービス提供体制の整備を図った。 (アンケートによるニーズ調査を実施)</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	—	—	—	<p>今後は計画に基づき事業実施</p>
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
A	A	A	—	—	—											
	<p>○福祉タクシー利用料金援護 福祉タクシー助成を実施</p>	介護福祉課	<p>・障害者の積極的な社会参加が図られ経済的負担も軽減した。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	A	A	—	A	<p>今後も継続実施</p>
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	A	A	—	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑬高齢者が安心して暮らせる環境の整備
事 業 概 要	23 高齢者が安心して暮らせるサービスの充実		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・高齢者を含む、全ての人にとって暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを促進します。	○社会教育施設の整備 ・全ての施設にスロープの設置 ・体育施設男女別トイレへの改修	生涯学習課	<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	—	—	—	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
	A	A	A	—	—	—										
○コミュニティバスの運行	企画財政課	交通弱者への対応（南部・北部・中部の3コース）として、利用されている。	<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設の整備 蓮湖渚公園整備	都市建設課	<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	—	—	—	A	今後も継続実施	
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	—	—	—	A											

目 標	Ⅲ 家庭・職場・地域で心豊かに調和ある生活のできるまち		
重 点 課 題	4 生涯を通じて健康で安心して暮らせる基盤の整備	施策の方向	⑮高齢者が安心して暮らせる環境の整備
事 業 概 要	2 4 高齢者等の社会参加の促進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
高齢者が豊かな経験と知識を活かした地域活動やボランティア活動などの社会参加の場を広げます。	<p>○シルバー人材センターへの支援</p> <p>高齢者の生きがい対策及び社会参加推進のための就業機会の確保、会員の労働能力向上のための技能開発の支援。</p> <p>(20年2月法人化)</p>	産業振興課	<p>・会員数 156人(男:女=111:45)</p> <p>就業率 92.9%</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
A	A	A	A	A	A											
○まちづくり町民塾の開催	(再掲) p19															

目 標	IV 着実な計画の推進		
重 点 課 題	1 推進体制の整備	施策の方向	⑩町の推進体制の整備
事 業 概 要	25 町の推進体制の整備		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・「男女共同参画推進委員会」をおき、男女共同参画に関する施策の策定、推進に関する意見を聞き、男女共同参画に関する施策を推進します。</p>	<p>○審議会「男女共同参画推進委員会」を設置（17年8月） 10名うち女性4名（公募委員3名）</p> <p>・第2期（19年8月） 10名うち女性4名（公募委員3名）</p> <p>・行動計画の進捗状況の報告等、推進委員会と連携し、男女共同参画施策を推進する。</p>	男女共同参画室	<p>・行動計画（案）作成し答申（19年1月） ・推進条例（案）作成し答申（19年9月）</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	S	A	A	A	A	A	<p>今後は計画進行の管理や町施策に関しての意見を継続し聞く</p>
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
S	A	A	A	A	A											
<p>・「男女共同参画推進庁内連絡会」をおき、全庁的に連携を図り、男女共同参画社会の推進を図ります。</p>	<p>○庁内推進体制の整備</p> <p>・「男女共同参画推進庁内連絡会」の充実を図った。</p> <p>・計画の実効性を高めるため、町職員に対し研修等を通じ、計画の周知を図る。</p>	男女共同参画室	<p>・「男女共同参画推進庁内連絡会」の充実や、行動計画の推進等、全庁での連携を深め、施策推進に努めた。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	<p>今後も継続実施</p>
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

目 標	IV 着実な計画の推進		
重 点 課 題	1 推進体制の整備	施策の方向	⑩町の推進体制の整備
事 業 概 要	2 5 町の推進体制の整備		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・国、県、他市町と相互に情報を共調・連携し、男女共同参画社会の推進に努めます。</p>	<p>○国、県、他市町の情報の共調・連携</p> <p>・県主催研修会、連絡会への参加</p>	男女共同参画室	<p>県内他市町の取り組み情報を知ることや国県の情報を共有することで、多彩な視点を持つことができた。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
	問1	問2	問3	問4	問5	問6										
—	—	—	—	—	—											
	<p>○広域連携事業の開催</p> <p>・「お父さんの子育て関わり講座」 (3市3町：金沢市、白山市、かほく市、野々市町、津幡町、内灘町)</p>	男女共同参画室	<p>ワークショップにより3市3町の住民が共通の話題を話し合い、アドバイザーからの意見を参考に、今後の子どもとの関わり方の参考とした。広域での事業により、住民同士の連携が図られた。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											
<p>・「(仮称) 男女共同参画推進条例」の制定を目指します。</p>	<p>○平成19年12月交付、20年4月施行</p> <p>・内灘町男女共同参画まちづくり条例</p>	男女共同参画室	<p>施策の法的根拠となる条例の整備、又町の姿勢をはっきりと示すことができた。今後は条例の浸透が課題であり、条例制定に関する情報を、HP・町広報・講演会等で公表した</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	S	A	A	A	A	A	内容・目的の周知に努める
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
S	A	A	A	A	A											

目 標	IV 着実な計画の推進		
重 点 課 題	1 推進体制の整備	施策の方向	⑰町民との連携の促進
事 業 概 要	2 6 町民との連携の促進		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
・町民、事業者、各種団体との連携を深め計画の推進を図ります。	○町民、各種団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・県推進員と連携し、活動した。 <ul style="list-style-type: none"> ・輝き講演会（紙芝居・活動報告） ・男の料理教室 ・総合文化祭（パネル展示） ・行動計画や条例の制定にパブリックコメントを実施し、広く意見を求めた。 	男女共同参画室（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・県推進員との連携により、多様な住民の参加・啓発へ繋がった。 ・講演会開催に当たり、町女性会・女性団体連絡会 P T A その他各種団体への協力依頼を行った。 <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	S	A	A	A	A	A	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
S	A	A	A	A	A											
・計画の進捗状況や男女共同参画審議会の審議など情報公開に努めます。	○男女共同参画推進委員会の審議など情報公開を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会審議内容や結果のホームページへの掲載 ・男女共同参画の情報をホームページに掲載 	男女共同参画室	<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	今後も継続実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											

目 標	IV 着実な計画の推進		
重 点 課 題	1 推進体制の整備	施策の方向	⑮評価システムの整備
事 業 概 要	2 7 進捗状況の把握と調査の実施		

事業概要	実施内容	所管課	施策実施の効果・評価	今後の実施への考え方												
<p>・計画の進捗状況について、定期的 に点検・評価し、進行管理を行いま す。</p>	<p>○男女共同参画推進委員会における計画の進 捗状況の報告。 年次報告書の作成と公表</p>	男女共同 参画室	<table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	—	—	—	—	—	—	19年度分より実 施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
—	—	—	—	—	—											
<p>・計画の進行状況や町民の意識の変 化等を把握するため必要な調査を定 期的に行います。</p>	<p>○町民意識調査の実施（18. 1） ○町職員意識調査の実施（17. 9）</p>	男女共同 参画室	<p>意識調査の実施により、住民また職員の意識の傾向 を知ることができ、事業推進の為の資料となった。 また、調査結果をHP上に公開し、広く町民の目に 触れることにより、今後の課題を考えるきっかけと した。</p> <table border="1"> <tr> <td>問1</td> <td>問2</td> <td>問3</td> <td>問4</td> <td>問5</td> <td>問6</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	問1	問2	問3	問4	問5	問6	A	A	A	A	A	A	今後も必要に応 じ実施
問1	問2	問3	問4	問5	問6											
A	A	A	A	A	A											

○内灘町男女共同参画まちづくり条例

平成十九年十二月二十六日
条例第三十四号

私たちは、すべての人が性別にかかわらず、お互いを認めあい、かつ尊重しあいながら、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮できる社会が来ることを久しく希求してきた。

わが国では、個人の尊重と法の下での平等、またすべて国民は性別等によって差別されない旨が日本国憲法においてうたわれて以来、男女平等の実現に向けた取り組みが国際社会の取り組みとも連動しながら進められてきた。

こうした動きに合わせて、内灘町でも男女共同参画実現に向けた取り組みを推進してきたが、その一環として実施した町民意識調査において、内灘町には今なお性別による差別や男女の固定的な役割分担意識、またそれらに基づく社会慣行の存在が明らかとなった。これらは男女がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を内灘町に実現するためには速やかに克服されなければならない課題であるといえる。

また、近年の私たちを取巻く少子高齢化の急進展や人口減少時代の到来など社会の諸々な変化に対応して、豊かで活力ある内灘町を創っていくためには、男女が互いにその人権を尊重しあいながら、あらゆる分野で生き活きと輝くことのできる男女共同参画社会の実現が強く求められているところである。

私たち内灘町民は、真に男女平等思想に基づく男女共同参画が実現されるまちづくりのために町民の英知と努力を結集し、内灘町を老若男女すべての人々にとって「住みたいまち・住んでよかったまち」と心から誇れるまちとして創りあげ、未来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、町、町民、及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本的事項を定めることにより、町の施策を総合的かつ計画的に実施し、もって人権を尊重した男女共同参画社会を実現することを目的とする。
(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシャル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動を行うことにより、当該他の者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
- 四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの、若しくはあったものを含む)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- 一 一人ひとりが個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
 - 二 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映し、男女の社会における活動の選択に対し中立でない影響を及ぼすことなく配慮されること
 - 三 男女が社会における対等な構成員として、町の政策又は事業者その他の団体における方針など立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
 - 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
 - 五 男女が互いの性を理解し、性と生殖に関する意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営む権利が尊重されること。
(町の責務)
- 第四条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 町は、男女共同参画に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係団体と相互に連携し、協力するよう努めなければならない。
(町民の責務)
- 第五条 町民は、男女共同参画について理解を深め、かつ基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で自ら進んで男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)
- 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるよう、職場環境を整備するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(性別による禁止事項)
- 第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的取り扱い、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを含む暴力や、その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。
(行動計画)
- 第八条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策並びに町民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という)を策定しなければならない。
- 2 町長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 町長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ内灘町男女共同参画推進委員会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

4 町長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第九条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び町民と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 町長、その他町の執行機関は、その設置する付属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の十分の四未満とならないよう努めなければならない。

(調査研究)

第十条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一条 町長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 町長は、第一項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供等を行うことができる。

(男女共同参画についての啓発等)

第十二条 町は、男女共同参画について広く町民及び事業者の理解を深めるため、その啓発、学習の促進等に積極的に努めなければならない。

(町民等の活動についての支援)

第十三条 町は、町民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(年次報告)

第十四条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

(苦情への対応)

第十五条 町長は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、関係機関との連携を図りつつ、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第十六条 町は、男女共同参画社会を推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

第十七条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上等の措置)

第十八条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第十九条 行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議するため、内灘町男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(推進委員会の任務)

第十九条 推進委員会は、この条例に規定する事項その他重要な事項について、町長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(推進委員会の組織)

第二十条 推進委員会は、委員十人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
 - 二 各種団体を代表する者
 - 三 公募により選出した町民
 - 四 前三号に掲げるもののほか町長が適当と認める者
- 2 推進委員会の委員の任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日より施行する。
(内灘町男女共同参画推進委員会設置条例の廃止)
- 2 内灘町男女共同参画推進委員会設置条例(平成十七年内灘町条例第二十号)は、廃止する。
(内灘町男女共同参画推進委員会設置条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の内灘町男女共同参画推進委員会設置条例により委嘱されている委員は、第二十条の規定により委嘱された委員とみなす。

男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係

を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮

して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第一百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第一百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。